

## 議会運営委員会

令和8年1月16日（金）

午前9時30分

第2委員会室

### 議題

- 1 令和8年第1回（1月）尾張旭市議会臨時会の運営について
- 2 長期欠席議員の議員報酬等の減額について
- 3 予算決算委員会各分科会の効率化について
- 4 尾張旭市議会情報セキュリティ基本規程について
- 5 尾張旭市議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について
- 6 令和8年度議会費当初予算について
- 7 その他

## 配付資料一覧

### 【議題 1 資料】

- 1 令和8年第1回（1月）尾張旭市議会臨時会日程（案）
- 2 議事日程（案）
- 3 令和8年第1回（1月）尾張旭市議会臨時会付議事件一覧、議案等の概要
- 4 令和8年第1回（1月）尾張旭市議会臨時会 議案等審査付託表
- 5 予算決算委員会の進行

### 【議題 2 資料】

- 6 尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例 正副委員長案
- 7 議員報酬相殺の考え方について

### 【議題 3 資料】

- 8-1 予算決算委員会各分科会の効率化について
- 8-2 令和8年3月定例会日程

### 【議題 4 資料】

- 9 尾張旭市議会情報セキュリティ基本規程

### 【議題 5 資料】

- 10 尾張旭市議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について（案）

### 【議題 6 資料】

- 11 令和8年度 議会費予算要求額（予算査定後）

### 【議題 7 資料】

なし

## 令和8年第1回（1月）尾張旭市議会臨時会日程（案）

(会期1日間)

開催日	曜日	開議時間	会議名	日程等
第1日 1月26日	月	午前9時30分	本会議	議会運営委員長報告 1 会議録署名者の指名 2 諸報告 3 会期の決定 4 委員会の所管事務調査報告の件 5 承認第1号 上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託 6 第1号議案から第3号議案まで 上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

## 議事日程（案）

議会運営委員長報告

第 1 会議録署名者の指名

（ 櫻井 直樹 議員 ）

（ 丸山 幸子 議員 ）

第 2 諸報告

議長報告

第 3 会期の決定

（会期 1 日間）

第 4 委員会の所管事務調査報告の件

議会運営委員会

第 5 承認第 1 号

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

第 6 第 1 号議案から第 3 号議案まで

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

## 令和 8 年第 1 回（1 月）尾張旭市議会臨時会付議事件一覧

## 1 承認（1 件）

番号	件名
承認第 1 号	令和 7 年度尾張旭市一般会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて

## 2 議案（3 件）

番号	件名
第 1 号議案	令和 7 年度尾張旭市一般会計補正予算（第 6 号）
第 2 号議案	令和 7 年度尾張旭市水道事業会計補正予算（第 2 号）
第 3 号議案	令和 7 年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

## 議案等の概要

### 1 承認（1件）

承認第1号 令和7年度尾張旭市一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求めることについて（財政課）

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴い、緊急に措置を必要とする経費について、地方自治法第179条第1項の規定により、補正予算を定めた。

専決年月日 令和8年1月15日

（単位 千円）

補正前予算額	33,259,372	補正予算額	53,882	補正後予算額	33,313,254
歳入	県支出金 ・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務委託金				53,882
歳出	・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費				53,882

### 2 議案（3件）

第1号議案 令和7年度尾張旭市一般会計補正予算（第6号）（財政課）

（単位 千円）

補正前予算額	33,313,254	補正予算額	1,190,325	補正後予算額	34,503,579
主な歳入	地方交付税 ・普通地方交付税 国庫支出金 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 ・社会資本整備総合交付金 ・都市構造再編集中支援事業費補助金 ・道路メンテナンス事業費補助金 ・生活保護費負担金 市債 ・三郷駅周辺まちづくり事業 ・北原山土地区画整理事業 ・橋梁長寿命化修繕事業				120,000 560,000 115,975 86,050 30,000 60,000 137,900 57,500 15,000
主な歳出	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 ・三郷駅周辺まちづくり事業 ・北原山土地区画整理事業 ・橋梁長寿命化修繕事業 ・生活保護費				625,300 306,728 115,000 60,000 80,000
繰越明許費補正 10件、地方債補正 3件					

第2号議案 令和7年度尾張旭市水道事業会計補正予算（第2号）（経営政策課）

(単位 千円)

収入	補正前額	2,169,428	補 正 額	144,000	補正後額	2,313,428
支出	補正前額	2,469,694	補 正 額	144,000	補正後額	2,613,694
主な収入	・企業債 ・国庫補助金				120,900 23,100	
主な支出	・幹線水道管布設工事				144,000	

第3号議案 令和7年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第3号）（経営政策課）

(単位 千円)

収入	補正前額	2,970,329	補 正 額	17,000	補正後額	2,987,329
支出	補正前額	3,503,037	補 正 額	0	補正後額	3,503,037
主な収入	・一般会計補助金				17,000	

## 令和8年第1回（1月）尾張旭市議会臨時会 議案等審査付託表

## ○ 予算決算委員会

議案番号	件名
第1号議案	令和7年度尾張旭市一般会計補正予算（第6号）
第2号議案	令和7年度尾張旭市水道事業会計補正予算（第2号）
第3号議案	令和7年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

令和8年1月臨時会における予算決算委員会の進行

**本会議****日程第6 第1号議案から第3号議案まで**

⇒ 上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託

**予算決算委員会 全体会①(議場)**

進 行	説 明 者
1 第1号議案 令和7年度尾張旭市一般会計補正予算(第6号)	
2 議案の割り振り	
散会	

**福祉文教分科会(第2委員会室)**

進 行	説 明 者
第1号議案 令和7年度尾張旭市一般会計補正予算(第6号)	
1 歳入歳出説明	健康福祉部長 こども子育て部長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
散会	

**都市環境分科会(第2委員会室)**

進 行	説 明 者
第1号議案 令和7年度尾張旭市一般会計補正予算(第6号)	
1 歳入歳出説明	市民生活部長 都市整備部長 上下水道部長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
第2号議案 令和7年度尾張旭市水道事業会計補正予算(第2号)	
1 歳入歳出説明	上下水道部長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
第3号議案 令和7年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	

1 歳入歳出説明	上下水道部長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
散会	

↓

総務分科会(第2委員会室)

進 行	説 明 者
第1号議案 令和7年度尾張旭市一般会計補正予算(第6号)	
1 歳入歳出説明	総務部長
	市長公室長
	企画部長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
散会	

↓

予算決算委員会 全体会②(第1委員会室)

進 行
分科会会长報告及び報告に対する質疑、討論、採決
散会

↓

本会議再開

日程第6 第1号議案から第3号議案まで

⇒ 議長報告、委員長報告及び報告に対する質疑、討論、採決

委員会提案第　　号

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例の制定について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和　　年　　月　　日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

議会運営委員長

**提案理由**

この案を提出するのは、尾張旭市議会議員が市議会の会議を長期欠席等した場合の議員報酬及び期末手当の支給に関し、必要な事項を定めるため必要があるからである。

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例

**(趣旨)**

第1条 この条例は、尾張旭市議会議員（以下「議員」という。）の果たすべき職責に鑑み、議員が長期にわたって市議会の会議を欠席した場合及び刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けた場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年条例第1号）の特例を定めるものとする。

**(定義)**

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議 尾張旭市議会定例会及び臨時会の本会議並びに尾張旭市議会委員会条例（平成15年条例第1号）に基づき設置された委員会の会議をいう。
- (2) 長期欠席 療養、自己都合その他の事由により、90日を超えて市議会の会議を欠席することをいう。
- (3) 公務上の災害等 尾張旭市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第13号）に基づき認定された公務又は通勤により生じた災害をいう。

(長期欠席に係る届出)

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を長期欠席届出書（第1号様式）により議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員が自ら届け出ることができないときは、**当該議員の親族又は委託を受けた者が届け出ることができる。**

- 2 前項の規定による届出において、長期欠席の事由が療養による場合は、医師が記載した証明書等を添えなければならない。
- 3 議員は、第1項の規定による届出後に市議会の会議に出席できることとなったときは、その旨を復帰届出書（第2号様式）により議長に届け出なければならない。

(長期欠席の始期及び終期)

第4条 長期欠席の始期は、市議会の会議を欠席した日とし、長期欠席の終期は、前条第3項の規定による届出書中の復帰日の前日とする。

(議員報酬の減額)

第5条 議員が長期欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、長期欠席の始期から起算して引き続き市議会の会議に出席していない日数（以下「長期欠席の日数」という。）に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

長期欠席の日数	割合
90日を超えて180日以下であるとき	100分の80
180日を超えて365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の0

- 2 前項の規定は、長期欠席の日数が90日、180日又は365日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、前条に規定する長期欠席の終期（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。この割合において、長期欠席の終期の属する月については、日割りにより計算する。

(期末手当の減額)

第6条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前6月において、前条の規定により議員報酬を減額して支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当に、当該減額の計算に係る割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該割合が異なるときは、低い方の割合を乗ずるものとする。

(適用除外)

第7条 次に掲げる事由により市議会の会議を長期欠席したときは、前2条の

規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害等
- (2) 出産（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項本文に規定する期間の範囲内に限る。）
- (3) その他議長が前2号の事由に準ずると認める事由

### 《案①：正副委員長案のとおり》

（議員報酬の支給停止）

**第8条** 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬の支給を停止する。この場合において、既にその月の議員報酬が支払われていたとき、又は支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該支給停止に係る額を差し引いて支給する。

2 前項後段の規定を適用する場合において、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、前項の規定は適用しない。

### 《案②：提案のとおり》

（議員報酬の支給停止）

**第8条** 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬の支給を停止する。この場合において、既にその月の議員報酬が支払われていたとき、又は支給の停止ができないときは、翌月**以降**の議員報酬から当該支給停止に係る額を差し引いて支給する。

2 前項後段の規定を適用する場合において、議員の辞職その他の事由により翌月**以降**の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、前項の規定は適用しない。

### 《案③：返納規定を設ける》

（議員報酬の支給停止）

**第8条** 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬の支給を停止する。この

場合において、既にその月の議員報酬が支払われていたとき、又は支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該支給停止に係る額を差し引いて支給する。

2 前項後段の規定を適用する場合において、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、**当該支給停止に係る額の議員報酬を返納しなければならない。**

(期末手当の支給停止)

**第9条** 基準日のそれぞれ前6月において、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、当該基準日に係る期末手当の支給を停止する。

(支給停止されていた議員報酬等の支給)

**第10条** 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該支給停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき、又は当該支給停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

(議員報酬等の不支給)

**第11条** 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該支給停止に係る刑事事件の有罪判決が確定したときは、支給しない。

(日割計算の方法)

**第12条** 日割り計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

(端数計算)

**第13条** この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(減額、支給停止及び不支給の効力)

**第14条** この条例の規定による減額、支給停止及び不支給については、当該減額、支給停止及び不支給の事由が生じた日の属する任期中の議員報酬又は期末手當に限り、その効力を有する。

(疑義の決定)

**第15条** この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

**第16条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

長期欠席届出書

年　　月　　日

尾張旭市議会議長 様

議員氏名

代理人氏名  
続柄  
連絡先

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例第3条第1項の規定により届け出ます。

1 長期欠席期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

2 長期欠席理由

- (1) 療養 (病名 )  
(2) その他 (理由 )

3 添付書類

- 診断書  
 その他 ( )

第2号様式（第3条関係）

復帰届出書

年　　月　　日

尾張旭市議会議長 様

議員氏名

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例第3条第2項の規定により届け出ます。

復帰日

年　　月　　日

## 議員報酬相殺の考え方について

7

### 【例①】 翌月分から相殺できるパターン

	12/21		12/25		1/21		2/21		3/12		3/21		4/21
逮捕拘束期間	逮捕	～	保釈	...	...	...	...	判決					
議員報酬	★ 12月分 支給日				★ 1月分 支給日		★ 2月分 支給日			★ 3月分 支給日		★ 4月分 支給日	

#### 【例①】

★ 12月議員報酬から5日分の過払いが発生

- 12月21日に逮捕拘束
- 12月25日に保釈(5日間の身体拘束)
- 3月12日に判決
- ※ 毎月21日が議員報酬支給日

#### 〈案①・②・③〉

12月分 → 全額支給(支給停止が間に合わないため)

1月分 → 5日分、相殺した額を支給

2月、3月分 → 全額支給

4月分 → 全額支給(+無罪判決なら支給停止5日分も支給)

### 【例②】 翌月分から相殺できないパターン1

	12/21		1/12		1/21		1/25		2/21		3/12		3/21		4/21
逮捕拘束期間	逮捕	～	起訴	～	～	～	保釈	...	...	...	判決				
議員報酬	★ 12月分 支給日				★ 1月分 支給日				★ 2月分 支給日				★ 3月分 支給日		★ 4月分 支給日

#### 【例②】

★ 12月議員報酬から11日分の過払いが発生

- 12月21日に逮捕拘束
- 1月12日に起訴
- 1月25日に保釈(36日間の身体拘束)
- 3月12日に判決
- ※ 每月21日が議員報酬支給日

#### 〈案①〉

12月分 → 全額支給(支給停止が間に合わないため)

1月分 → 支給停止(相殺できない)、1/26～31(6日)分は別途支給

2月、3月分 → 全額支給

4月分 → 全額支給(+無罪判決なら支給停止25日分(過払い分除く)も支給)

#### 〈案②〉

12月分 → 全額支給(支給停止が間に合わないため)

1月分 → 支給停止(相殺できない)、1/26～31(6日)分は全て相殺に充てる

2月分 → 全額支給分から5日分を相殺

3月分 → 全額支給

4月分 → 全額支給(+無罪判決なら支給停止36日分も支給)

#### 〈案③〉

12月分 → 全額支給(支給停止が間に合わないため)

1月分 → 支給停止(相殺できない)、1/26～31(6日)分は別途支給

※ 11日分の返納を求める。

2月、3月分→全額支給

4月分→全額支給(+無罪判決なら支給停止36日分も支給)

### 【例③】 翌月分から相殺できないパターン2

	12/21		1/12		1/21		2/21		3/21		4/12		4/21	...
逮捕拘束期間	逮捕	～	起訴	～	～	～	～	～	～	～	判決			
議員報酬	★ 12月分 支給日				★ 1月分 支給日		★ 2月分 支給日		★ 3月分 支給日			★ 4月分 支給日		...

#### 【例③】

★ 12月議員報酬から11日分の過払いが発生

- 12月21日に逮捕拘束
- 1月12日に起訴
- 4月12日に判決
- 控訴…
- ※ 毎月21日が議員報酬支給日

#### 〈案①〉

12月分 → 全額支給(支給停止が間に合わないため)

1月分 → 支給停止(相殺できない)

2月分～ → 支給停止

?月分 → 日割支給(+無罪判決なら支給停止分(過払い分除く)も支給)

#### 〈案②〉

12月分 → 全額支給(支給停止が間に合わないため)

1月分～ → 支給停止(相殺できない)

?月分 → 日割支給(+無罪判決なら支給停止分も支給)

※ 11日分の相殺がいつになるのか、不明瞭な状況が続く

#### 〈案③〉

12月分 → 全額支給(支給停止が間に合わないため)

1月分 → 支給停止(相殺できない)

※ 11日分の返納を求める。

?月分 → 日割支給(+無罪判決なら支給停止分も支給)

各案のメリットとデメリット

	メリット	デメリット
案①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相殺できるのが翌月の議員報酬となっているため、分かりやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過払い分を相殺してもらえる可能性が低い</li> </ul>
案②	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相殺できるのが翌月以降の議員報酬となっているため、過払い分を相殺してもらえる可能性が広がる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 冤罪等で控訴が続く場合、相殺ができない期間が長く続く可能性がある</li> </ul>
案③	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相殺できるのが翌月の議員報酬となっているため、分かりやすい</li> <li>● 翌月の議員報酬で相殺できなければ、すぐに過払い分の返納を求めるため、返納してもらえる可能性が広がる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過払い分の返納を求めても、本人が逮捕拘束されている場合、手続ができない可能性がある</li> <li>● 過払い分の返納が滞った場合、不当利得に当たる可能性があり、訴訟に発展する可能性がある</li> </ul>

## 予算決算委員会各分科会の効率化について

---

令和8年3月定例会の予算決算委員会各分科会（通常開催分）において、試行的に理事者の説明用原稿を全議員に配付する。

### 1 試行内容

- (1) 理事者の説明用原稿を3月11日（水）中に、市議会グループウェアで全議員に配付する。
- (2) 各分科会での理事者説明は省略する。

### 2 検討事項

- (1) 市民への情報発信について  
会議当日、傍聴者の閲覧資料として説明用原稿を設置及び市議会ホームページに掲載
- (2) 会議録について  
説明を省略するため会議録の本文には説明内容が載らないことから、会議資料として会議録に添付

### 3 想定されるメリット

- (1) 質問に注力できる時間を増やすことで、質問の深化が図れるため、より充実した予算決算の審査につながる。
- (2) 口頭の説明とは違い、聞き逃し・聞き間違いによる内容確認などの発言がなくなる。
- (3) 予算決算の審査を充実させることで、市の課題の把握がより的確にでき、市議会の政策立案の活性化につながる。

## 令和8年3月定例会日程

		議会日程案	行事予定
2月6日	金		愛知県市議会議長会定期総会
2月7日	土		
2月8日	日		
2月9日	月	9:30 定例会打合せ(副市長出席)	
2月10日	火		
2月11日	水	<建国記念の日>	
2月12日	木		
2月13日	金	請願・陳情受付締切 (~正午)	
2月14日	土		
2月15日	日		
2月16日	月	9:30 議会運営委員会 (副市長出席)	
2月17日	火	招集告示 9:30 全員協議会 (副市長出席)	10:30 予算概要説明会
2月18日	水		
2月19日	木	質問受付 (9:00~17:00)	
2月20日	金	質問受付 (9:00~17:00) 議案質疑 (~17:00)	
2月21日	土		
2月22日	日		
2月23日	月	<天皇誕生日>	
2月24日	火		
2月25日	水	9:30 議会運営委員会	13:30 尾張東部衛生組合例月出納検査会
2月26日	木	9:30 本会議(初日) (市長、副市長出席)	
2月27日	金		10:00 例月出納検査、定例監査
2月28日	土		
3月1日	日		
3月2日	月		
3月3日	火		
3月4日	水		14:00 濑戸旭看護専門学校卒業式
3月5日	木	9:30 本会議(一般質問) (市長、副市長出席)	
3月6日	金		中学校卒業式(午前)
3月7日	土		
3月8日	日		
3月9日	月	9:30 本会議(一般質問) (市長、副市長出席)	
3月10日	火	9:30 本会議(一般質問) (市長、副市長出席)、予算決算委員会(全体会) (副市長出席)	
3月11日	水		
3月12日	木		
3月13日	金	9:30 福祉文教委員会 (副市長出席)、予算決算委員会福祉文教分科会 (副市長出席)	
3月14日	土		
3月15日	日		
3月16日	月	9:30 都市環境委員会 (副市長出席)、予算決算委員会都市環境分科会 (副市長出席)	
3月17日	火	9:30 総務委員会 (副市長出席)、予算決算委員会総務分科会 (副市長出席)	
3月18日	水	9:30 予算決算委員会(全体会) (副市長出席)	
3月19日	木	(討論通告期限・正午締切) 13:30 各派代表者会・予定	小学校卒業式(午前)
3月20日	金	<春分の日>	
3月21日	土		
3月22日	日		
3月23日	月	9:30 議会運営委員会	
3月24日	火	9:30 本会議(最終日) (市長、副市長出席)	
3月25日	水		
3月26日	木		10:00 濑戸旭看護専門学校組合議会定例会 14:00 公立陶生病院組合議会定例会
3月27日	金		10:00 例月出納検査、定例監査 10:00 尾張東部衛生組合議会定例会

尾張旭市議会情報セキュリティ基本規程

(目的)

第1条 この訓令は、尾張旭市議会（以下「市議会」という。）が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定め、もって市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (2) 情報セキュリティポリシー この訓令及び情報セキュリティ対策を実施するため議長が別に定める情報セキュリティ対策基準をいう。
- (3) 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成される情報処理を行う仕組み（機器等を自ら保有せず、ネットワーク上でサービスの提供を受けるものを含む。）をいう。
- (4) 情報資産 次に掲げるものをいう。
  - ア 情報システム及び関連文書
  - イ 情報システムで取り扱うデータ及び情報
  - ウ 情報システムを使用するための設備
- (5) 機密性 情報資産にアクセスすることを認められた者だけが、情報資産にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (6) 完全性 情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (7) 可用性 情報資産にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報資産にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事件又は事故のことをいう。

(市議会議員の義務)

第3条 市議会議員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては、情報セキュリティ対策基準を遵守しなければならない。

(組織等)

第4条 市議会の情報セキュリティ対策を実施するための組織体制、権限及び

責任については、情報セキュリティ対策基準に定めるものとする。

(情報資産の管理)

第5条 情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、情報資産の重要性に基づく情報セキュリティ対策を実施するものとし、その管理については、情報セキュリティ対策基準に定めるものとする。

(情報セキュリティ対策)

第6条 想定される脅威から情報資産を保護するため、情報セキュリティ対策を実施するものとし、具体的な遵守事項、判断基準等については、情報セキュリティ対策基準に定めるものとする。

(情報セキュリティインシデントへの対処)

第7条 情報セキュリティインシデントが発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに対処するものとし、具体的な対処方法については、情報セキュリティ対策基準に定めるものとする。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第8条 情報セキュリティ対策の実施状況を検証するため、定期的に情報セキュリティ監査及び自己点検を実施するものとする。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第9条 情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、情報セキュリティポリシーの内容を定期的に確認し、必要が生じた場合には、速やかに内容を見直すものとする。

(委任)

第10条 この訓令及び情報セキュリティ対策基準に定めるもののほか、情報セキュリティ対策を実施するために必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

## 尾張旭市議会告示第 1 号

尾張旭市議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成 18 年議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 月 日

尾張旭市議会議長 さかえ 章 演

改 正 前	改 正 後
<u>尾張旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 18 年条例第 2 号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第 3 条第 1 項に規定する規則等で定める申請等は、別表のとおりとし、尾張旭市議会に対して行い、又は尾張旭市議会が行うこととされる手続等を情報通信技術利用条例</u>	<u>尾張旭市議会に対して行い、又は尾張旭市議会が行うこととされる手續等を尾張旭市行政手續等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 18 年条例第 2 号）第 3 条から第 6 条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等については、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、尾張旭市行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 18 年規則第 1 号）の規定の例による。</u>
<u>第 3 条から第 6 条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等については、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、尾張旭市行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 18 年規則第 1 号）の規定の例による。</u>	<u>尾張旭市議会に対して行い、又は尾張旭市議会が行うこととされる手續等を尾張旭市行政手續等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 18 年条例第 2 号）第 3 条から第 6 条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等については、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、尾張旭市行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 18 年規則第 1 号）の規定の例による。</u>
<u>別表</u>	
<u>(略)</u>	

## 附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 令和8年度 議会費予算要求額（予算査定後）

▲現時点で減額と判断    ●現時点で増額と判断    (千円)

節	節の名称	前年との比較	要求額	増減額
1	報酬	前年と同額	105,444	0
2	給料	予算額は人事課の指示による		
3	職員手当等	議員期末手当 予算額は人事課の指示による（議員期末手当を含む。）	⇒44,595	(638)
4	共済費	議員共済会負担金 予算額は人事課の指示による（議員共済会負担金を含む。）	⇒28,021	(▲2,477)
7	報償費	前年と同額	255	0
8	旅費	▲全国市議会議長会研究フォーラム及び東海市議会事務研究会の会場変更 ▲日当の廃止	2,096	▲166
9	交際費	前年と同額	250	0
10	需用費			
1	消耗品費	▲官報情報検索サービスへの変更に伴い、ライセンス使用料に組替え	360	▲90
3	食糧費	前年と同額程度	65	▲7
4	印刷製本費	▲本会議会議録を年度ごとにまとめるための表紙・背表紙の作成を廃止	63	▲98
6	修繕料	前年と同額	100	0
11	役務費	▲クリーニング手数料の皆減	433	▲36
12	委託料	▲議会中継配信システム委託料の契約期間の変更	4,867	▲96
13	使用料及び賃借料	●官報情報検索サービスへの変更に伴い、ライセンス使用料に組替え	690	45
17	備品購入費	▲会派室パソコン買換え、インターネット用パソコン・プロジェクタースクリーン購入費の皆減	123	▲850
18	負担金、補助及び交付金	前年と同額程度	3,609	6
合　　計			118,355 ⇒190,971	▲1,292 (▲3,131)

## 【歳入】

節 21（雑入）－細節 51（行政調査・視察受入金） 75 千円 (+15 千円)

※ 網掛け部分は、令和7年11月17日議会運営委員会での概要説明からの変更箇所です。